

## 第二編 運営・維持管理編

津山圏域クリーンセンター施設整備・運営事業  
要求水準書  
第二編 運営・維持管理編

【目次】

<b>第1章 総 則</b> .....	1
<b>第1節 計画概要</b> .....	1
1 事業の概要 .....	1
2 事業名 .....	1
3 整備対象 .....	1
4 業務実施場所 .....	1
5 敷地面積 .....	2
6 本施設における運営・維持管理業務の内容 .....	2
7 立地条件（敷地周辺設備） .....	2
8 運営期間 .....	2
<b>第2節 一般事項</b> .....	3
1 要求水準書の遵守 .....	3
2 関係法令等の遵守 .....	3
3 組合への報告・協力 .....	3
4 関係官庁への報告・届出 .....	3
5 環境影響評価書の遵守 .....	3
6 一般廃棄物処理実施計画の遵守 .....	3
7 組合の検査 .....	3
8 関係官公署の指導等 .....	3
9 労働安全衛生・作業環境管理 .....	4
10 緊急時対応 .....	4
11 急病等への対応 .....	5
12 災害発生時の協力 .....	5
13 地元雇用 .....	5
14 作成書類・提出資料 .....	5
<b>第3節 運営・維持管理条件</b> .....	7
1 運営・維持管理に関する図書 .....	7
2 提案書の変更 .....	7
3 要求水準書の記載事項 .....	7
4 本施設の引渡し条件 .....	7
<b>第2章 全体計画</b> .....	9
1 熱回収施設 .....	9

2	リサイクル施設	9
3	余熱利用計画	9
4	車両仕様	9
5	公害防止基準	9
6	焼却残渣に関する基準	10
7	環境保全対策	10
8	作業環境保全	10
9	基本性能の維持	10
<b>第3章</b>	<b>運営・維持管理体制</b>	<b>11</b>
1	業務実施体制	11
2	有資格者の配置	11
3	連絡体制	12
<b>第4章</b>	<b>廃棄物の受入業務</b>	<b>13</b>
1	廃棄物の受入業務	13
2	本施設の受付業務	13
<b>第5章</b>	<b>運転管理業務</b>	<b>15</b>
1	計画処理量	15
2	年間運転計画	15
3	運転時間	15
4	安定稼働試験	15
5	搬入廃棄物の性状分析	16
6	搬入管理	16
7	場内運搬	16
8	リサイクル施設における前処理作業	17
9	適正処理	17
10	搬出物の保管及び積込	17
11	搬出物の性状分析	17
12	運転計画の作成	18
13	運転管理マニュアルの作成	18
14	運転管理記録の作成	18
15	電力の需給と受給契約	18
<b>第6章</b>	<b>維持管理業務</b>	<b>19</b>
1	備品・什器・物品・用役の調達	19
2	備品・什器・物品・用役の管理	19
3	点検・検査計画の作成	19
4	点検・検査の実施	19
5	補修・更新計画の作成	20

6 補修・更新の実施.....	20
7 精密機能検査.....	21
8 施設の保全.....	21
9 利用者・見学者の安全確保.....	22
10 長寿命化計画の作成及び実施.....	22
11 改良保全.....	22
<b>第7章 環境管理業務.....</b>	<b>23</b>
1 環境保全基準.....	23
2 環境保全計画.....	23
3 作業環境保全基準.....	23
4 作業環境保全計画.....	23
<b>第8章 情報管理業務.....</b>	<b>24</b>
1 運転管理記録報告.....	24
2 点検・検査報告.....	24
3 補修・更新報告.....	24
4 環境保全報告.....	24
5 作業環境保全報告.....	25
6 施設情報管理.....	25
7 その他管理記録報告.....	25
<b>第9章 その他関連業務.....</b>	<b>26</b>
1 啓発業務の補助.....	26
2 清掃.....	26
3 防火管理.....	26
4 警備・防犯.....	26
5 来場者対応.....	26
6 住民対応.....	27
7 本組合職員向け研修の実施.....	27
<b>別紙6 運営・維持管理業務範囲.....</b>	<b>28</b>

# 第1章 総 則

本編に示す内容は、本事業の運営・維持管理業務に適用する。

## 第1節 計画概要

### 1 事業の概要

津山圏域資源循環施設組合（以下「本組合」という。）は、津山圏域（津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美咲町）における、ごみの減量化・資源化と循環型社会の構築を目指し、「緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる、県北の地球環境保全の総合センター」という基本理念の下、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場等を1箇所に集約した総合ごみ処理センターを「津山圏域クリーンセンター」として整備する。

津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業（以下「本事業」という。）は、津山圏域クリーンセンターのうち、熱回収施設、リサイクル施設、リサイクルプラザ機能を含む管理棟、それらの外構等（以下「本施設」という。）の設計・建設、運営・維持管理について民活手法を導入するものであり、環境及び景観（特にリサイクルプラザ機能を含む管理棟の建築意匠）に配慮するとともに、津山圏域の住民、事業者、本組合による協働によって一般廃棄物の処理を安全、安定的かつ効率的に行う施設として建設・運営を図ることを目的とする。

なお、本組合においては、熱回収施設から発生する焼却残渣（主灰・飛灰）については、セメント原料化による資源化を予定している。また、本施設の使用については事業期間終了後も継続し、竣工から30年以上を予定している。したがって、事業者はこのことを十分に理解し、安定かつ継続した資源化が行われるよう焼却残渣（主灰・飛灰）の質を確保し、また、本施設の使用期間に渡り、安全かつ経済性の高い運転が可能となる施設整備、補修等を行わなければならない。

### 2 事業名

津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業

### 3 整備対象

- (1) 計量施設
- (2) 熱回収施設                      64t/24h×2 炉 = 128t/日
- (3) リサイクル施設                38t/5h=38t/日
- (4) 上記の外構等

### 4 業務実施場所

津山市 領家地内

## 5 敷地面積

- (1) クリーンセンター用地面積 約 25.5ha
- (2) 本施設用地面積 約 3.1ha

## 6 本施設における運営・維持管理業務の内容

別紙5「運営・維持管理業務範囲」参照

## 7 立地条件（敷地周辺設備）

第一編 第1章 第1節 7 に示すとおり。

## 8 運営期間

本施設の運営期間（以下、「本業務期間」という。）は、以下に示す20年間とする。

- (1) 運営開始 平成27年12月
- (2) 運営終了 平成47年11月

※電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者並びに運転訓練等期間を除く。

## 第2節 一般事項

### 1 要求水準書の遵守

運営期間中、本事業に関連する「津山圏域クリーンセンター施設整備・運営事業 要求水準書 一設計・建設編一」に示す要求が満たされるように、各事業者間と調整を図り運営・維持管理業務を実施すること。なお、調整にあたっては各事業者間の責任において行うものとする。

### 2 関係法令等の遵守

運営・維持管理にあたっては、第一編 設計・建設編 第1章 第14節 1に示す関係法令等を遵守しなければならない。

### 3 組合への報告・協力

- (1) 事業者は、施設の本業務に関して、本組合が指示する報告、記録、資料提供には速やかに対応し協力すること。
- (2) 事業者は、定期的な報告は、「第8章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時当は本節の「10 緊急時対応」に基づくこと。

### 4 関係官庁への報告・届出

本組合が、関係官庁へ報告、届出等を必要とする場合、本組合の指示に従って、事業者は必要な資料・書類の速やかな作成・提出をすること。なお、関連する経費はすべて事業者が負担するものとする。

### 5 環境影響評価書の遵守

運営・維持管理にあたり、事業者は「津山圏域クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価書」に記載されている内容を遵守すること。

### 6 一般廃棄物処理実施計画の遵守

事業者は、本業務期間中、組合構成市町が毎年定める「一般廃棄物処理実施計画」の内容を遵守すること。

### 7 組合の検査

運営・維持管理状況については本組合が適宜、立ち入り検査を行う。その場合の検査又は監査に、事業者は全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

### 8 関係官公署の指導等

事業者は、本業務期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正に伴い施設の改造が必要な場合、その費用負担は契約書に定める。

## 9 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について本組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本組合に報告すること。
- (3) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態を維持すること。
- (5) 事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (6) 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (7) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (8) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (9) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について本組合に報告すること。
- (10) 事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (11) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。
- (12) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。
- (13) 施設の安全停止については、マニュアル化及び定期的な訓練等を行い迅速な対応に努めること。

## 10 緊急時対応

- (1) 事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、来場者等を適切に誘導するとともに作業員の避難等人身の安全を最優先するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (2) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。
- (3) 事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に



備えて、自主防災組織及び警察、消防、本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本組合に報告すること。

- (4) 事業者は、緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。
- (5) 事故が発生した場合、事業者は直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を本組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に提出すること。

## 11 急病等への対応

- (1) 事業者は、本施設への搬入者、従事者の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- (2) 事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- (3) 事業者は、AED を 3 ヲ所（熱回収施設・リサイクル施設・管理棟の各施設 1 ヲ所）以上設置すること。

## 12 災害発生時の協力

震災、風水害その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合、事業者はその処理処分に協力すること。

## 13 地元雇用

事業者は、施設の運営にあたり、本組合圏域での地元雇用に配慮すること。特に、津山市領家をはじめ久米地域の久米、中北下及び鏡野町郷地区の住民を優先的に雇用すること。

## 14 作成書類・提出資料

事業者は、各業務を開始する前に、必要な事項を記載した事業計画書を事業開始前に本組合に提出し承諾を受けること。

- (1) 受入・受付管理業務実施計画書
- (2) 運転管理業務実施計画書
  - 1) 業務実施体制表
  - 2) 月間運転計画、年間運転計画
  - 3) 運転管理マニュアル
  - 4) 運転管理記録
  - 5) 施設日報・月報・年報 等を含む

- (3) 維持管理業務実施計画書
  - 1) 業務実施体制表
  - 2) 調達計画
  - 3) 点検・検査計画
  - 4) 補修・更新計画
  - 5) 維持管理記録
  - 6) 施設保全マニュアル
  - 7) 安全作業マニュアル 等を含む
- (4) 環境管理業務実施計画書
  - 1) 環境保全基準
  - 2) 環境保全計画
  - 3) 作業環境保全基準
  - 4) 作業環境保全計画
  - 5) 環境管理記録 等を含む
- (5) 情報管理業務実施計画書
  - 1) 情報管理計画
  - 2) 情報管理記録 等を含む
- (6) その他関連業務実施計画書
  - 1) 来場者対応要領・体制
  - 2) 住民対応要領・体制
  - 3) 清掃要領・体制
  - 4) 防火管理・防災管理要領・体制
  - 5) 施設警備防犯要領・体制
  - 6) 各種記録 等を含む
- (7) 運営・維持管理に関するマニュアル類
  - 1) 緊急対応マニュアル
  - 2) 個人情報保護マニュアル 等を含む

## 第3節 運営・維持管理条件

### 1 運営・維持管理に関する図書

運営・維持管理は次に基づいて行うこと。

- (1) 運営・維持管理業務委託契約書
- (2) 津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業 要求水準書
- (3) 津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業 提案書
- (4) その他本組合が指示するもの

### 2 提案書の変更

事業者は、提出された運営・維持管理に関する提案書の内容は原則的に変更できない。ただし、事業期間中に本書と適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において、本書を満足させる変更をすること。

### 3 要求水準書の記載事項

#### (1) 記載事項の補足等

本書で記載した事項は、基本的内容について定めるものであり、施設の信頼及びサービスの向上につながる提案等を妨げるものではない。よって、本書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために、当然必要と思われるものについては、すべて事業者の責任において補足・完備させること。

#### (2) 参考図書の扱い

本書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものであるので、事業者はで「(参考)」と記載されたものについて、事業者の責任により補足・完備させなければならない。

#### (3) 契約金額の変更

前記した(1)、(2)の場合、契約金額の増額等の手続きを行わない。

### 4 本施設の引渡し条件

事業者は本事業期間終了後において、以下の条件を満たし、本施設を本組合に引き渡すこと。

#### (1) 本施設の性能に関する条件

- 1) 本組合が、本事業期間である 20 年を越えてもなお、本書に記載の業務の実施のために継続してすべての施設を使用することに支障のない状態であること。
- 2) 建物の主要構造部に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む）は除く。
- 3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によりものを含む）

は除く。

4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能（容量、風量、温湿度、強度等の計測が可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない軽度な性能劣化（経年変化によるものを含む）については除く。

5) 引渡しの前に行う検査から、施設の性能が確保されていることを以下に示す方法にて確認し、本組合の承諾を得ること。

① 事業者は、要求水準書 第一編「第1章 第8節 引渡性能試験」に示す内容・方法の試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。

② 事業者は、すべての設備（機械設備、土木・建築設備（要求水準書 第一編「4. 土木建築工事仕様」の対象設備）を含む。）について以下の確認を行うこと。

a) 内外の外観等の検査（主として目視、打診、レベル測定による検査）

b) 汚損、発錆、破損、亀裂、腐食、変形、ひび割れ、極端な摩耗等がないこと。

c) 浸水、漏水等がないこと。

d) その他、異常がないこと。

③ 内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む）

a) 異常な振動、音、熱伝導等がないこと。

b) 開口部の開閉、可動部分等が正常に動作すること。

c) 各種設備機器が正常に運転され、正常な機能を発揮していること。

d) その他、異常がないこと。

(2) 運営・維持管理業務の引継ぎに関する条件

1) 本組合が本書に記載のある業務を行うにあたり支障のないよう、本組合へ業務の引継ぎを行うこと。なお、引継ぎ項目は、各施設の取扱説明書（事業期間中の修正・更新内容も含む。）、本書及び運営・維持管理業務委託契約書に基づき事業者が作成する図書の内容を含むものとする。

2) 引継ぎに係る運転指導は、本業務期間中に実施することとし、事業者は終了時から逆算して指導を計画すること。

3) 机上研修、現場研修、実施研修を含めて、運転指導期間は、熱回収施設については90日、リサイクル施設については15日とする。

4) 運転指導は、必要な資格を有する者が実施すること。実施に際しては、本組合に、指導者の保有資格や業務経歴等を記載した指導者リストを提示し承認を得ること。

5) 運転指導者は、炉稼動中は24時間施設に常駐すること。

(3) その他

1) 本事業終了時における、引渡しの詳細条件は、本組合と事業者の協議により決定する。なお、協議は事業が終了する5年前までに実施する。

2) 事業期間終了後における本施設の扱いは、本事業終了5年前までに協議する。

## 第2章 全体計画

### 1 熱回収施設

#### (1) ごみの種類

- 1) 収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ
- 2) リサイクル施設排出可燃残渣
- 3) し尿処理施設排出し渣、下水処理施設排出し渣

#### (2) 計画処理量

第一編 設計・建設編 第1章 第2節 1を参照すること。

#### (3) 計画ごみ質（上記1）～3）の混合ごみ）

第一編 設計・建設編第1章 第2節 2を参照すること。

### 2 リサイクル施設

#### (1) ごみの種類

- 1) 収集不燃ごみ、直接搬入不燃ごみ
- 2) 粗大ごみ
- 3) 資源ごみ（古紙・古布類、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、缶類、びん類、蛍光管・乾電池等）

#### (2) 計画処理量

第一編 設計・建設編第1章 第3節 1を参照すること。

#### (3) 計画ごみ質

第一編 設計・建設編第1章 第2節 3を参照すること。

### 3 余熱利用計画

第一編 設計・建設編 第1章 第2節 9を参照すること。

### 4 車両仕様

第一編 設計・建設編 第1章 第2節 3を参照すること。

### 5 公害防止基準

第一編 設計・建設編 第1章 第4節 1を参照すること。

## 6 焼却残渣に関する基準

焼却灰の熱灼減量を3%以下とする。また、セメント原料化が不可能となった場合、焼却飛灰はキレート処理する。なお、熱灼減量の分析法は、環整第95号・衛環第22号一部改正厚生省環境整備課長通知による。

## 7 環境保全対策

公害防止関係法令、ダイオキシン類発生防止等ガイドライン等に適合するとともに、前記した公害防止基準を遵守できるものとする。

## 8 作業環境保全

本施設の運営・維持管理に関し、作業の安全と作業環境保全を十分留意すること。関係法令、諸規則に準拠して安全衛生設備を完備するほか、換気、騒音防止、必要照度の確保、作業スペースの確保を考慮し、有害ガス対策を完備すること。

## 9 基本性能の維持

本書に示す本施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、施設としての機能であり、要求水準書 第一編 設計・建設編 第1章 第8節 2 に示す正式引渡し時において、確認される施設の性能である。事業者は、本施設基本性能の維持を前提に本業務を実施すること。

## 第3章 運営・維持管理体制

### 1 業務実施体制

- (1) 事業者は、運営・維持管理業務の実施にあたり適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した業務実施体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

### 2 有資格者の配置

- (1) 事業者は、本業務を行うにあたり、以下に示す有資格者を配置すること。
- (2) 関係法令、関係官庁の指導等を厳守する範囲内において有資格者は兼任することは可能とする。
- (3) 廃棄物処理施設技術管理者（管理者になるための資格を有していること）は必ず確保すること。
- (4) 事業者は、需要設備、発電設備の設計施工を監督するため、設計の必要な段階からボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者を配置する。
- (5) 事業者は、ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者を選任し、熱回収施設、リサイクルセンター、管理棟等の保安規程と工事計画の作成、各種届出を行い、工事、運営に至るまで一貫して責任を持ち、自主保安体制の確立、電気事業法の技術基準を遵守し、保安の維持を行うものとする。

表1 有資格者（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	熱回収施設、リサイクルセンターのそれぞれの施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時50人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時50人以上の労働者を使用する事業場）
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第1種圧力容器取扱作業主任者	第1・2種圧力容器の取扱作業
クレーン運転士	クレーンの運転
第3種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	

### **3 連絡体制**

事業者は、平常時及び緊急時の連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。



## 第4章 廃棄物の受入業務

### 1 廃棄物の受入業務

事業者は、本組合を構成する市町から排出される可燃ごみ、不燃・粗大ごみ等の一般廃棄物の受入を行うこと。受入に際しては、別紙6に示す搬入基準、関係法令や公害防止条件、さらに本書及び提案書等の内容を遵守すること。

### 2 本施設の受付業務

#### (1) 本施設への受付管理

- 1) 事業者は廃棄物、薬剤・燃料等及び焼却残渣（主灰・飛灰）、資源物（金属類、圧縮梱包後のペットボトル、容器包装プラスチック類、蛍光灯、乾電池等）、最終処分物等を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し管理を行うこと。
- 2) 事業者は直接搬入ごみを搬入しようとするものに対して、本組合が定める搬入基準を満たしていることを確認すること。直接搬入ごみが搬入基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。

#### (2) クリーンセンター内の最終処分場への受付・受入管理

- 1) 事業者は、本組合の管理する最終処分場へ搬入する廃棄物について、本組合が定める搬入基準を満たしていることを確認すること。また、直接搬入ごみが搬入基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。
- 2) 事業者は、本組合の管理する最終処分場へ搬入する廃棄物について、本組合が定める搬入基準を満たしていることを確認した後、最終処分場を開錠し、最終処分場への搬入車の案内をすること。
- 3) 事業者は、本組合の管理する最終処分場へ搬入する廃棄物について、本組合が定める搬入基準を満たしていないことを確認した場合は、本組合に連絡し指示を仰ぎ、搬入車に対する本施設内の運搬指示・案内等の適切な措置を講じること。
- 4) 事業者は、最終処分場への搬入者の案内及び搬入者の作業終了後、最終処分場の施錠を行うこと。また、最終処分場への搬入のない日または搬入のない時間帯にあっては、常に最終処分場は施錠しておくこと。
- 5) 本組合が定める、最終処分場への搬入基準は、半年に1回程度見直しを行うものとする。

#### (3) 計量

事業者は廃棄物、薬剤・燃料等及び焼却残渣（主灰・飛灰）、資源物（金属類、圧縮梱包後のペットボトル、容器包装プラスチック類、蛍光灯、乾電池等）、最終処分物等を搬入・搬出する車両を計量棟において計量し、その記録を管理すること。

#### (4) 案内・指示

- 1) 事業者は、本施設に搬入された廃棄物が安全に搬入されるように、プラットフォーム内及び施設周辺において搬入車両を案内・指示すること。
- 2) 必要に応じて誘導員を配置する等、適切な案内・指示を行うこと。
- 3) 施設外へ渋滞する場合には場外の交通整理を行うこと。

(5) 料金徴収

- 1) 事業者は本施設に直接搬入ごみを搬入しようとするものから、本組合が定める料金を、本組合が定める方法で、本組合に代わり徴収すること。
- 2) 本組合に代わり徴収した料金は、契約書に定める方法によって本組合へ引き渡すこと。
- 3) 後納料金については、その搬入記録を管理し、請求額に誤りのないよう組合の示す方法により報告すること。
- 4) 事業期間終了後に徴収及び料金の引渡が発生する場合は、本組合と協議する。

(6) 受付時間

- ① 事業者は、本組合の定める受付時間内に、計量棟において受付を行うこと。なお、時間外であっても、時間内に待車した車両及び本組合が関与する緊急かつ一時的な受入については対応すること。
- ② 受付時間外についても、本組合が事前に指示する場合は、受付業務を行うこととする。

表 2 受付時間

受付箇所	受付時間
熱回収施設 リサイクル施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (祝日を含む) 月曜日から土曜日までの午前 8 時から午後 4 時 30 分まで。なお、受付時間に待車した車両は受付を行うこと。</li> <li>・ 日曜日、1 月 1 日から 3 日まで、その他本組合の指示する日は休業日とする。</li> </ul>

※受付時間については、地元協議の結果により変更になる場合がある。

## 第5章 運転管理業務

事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の基本性能を十分に発揮し、津山圏域の廃棄物を安定的に処理するように、運転管理業務を実施すること。また、業務に際しては、関係法令や公害防止条件、さらに本書及び津山圏域クリーンセンター提案書等の内容を遵守すること。

### 1 計画処理量

- (1) 第一編 設計・建設編 第1章 第2節 2で計画されたごみ質に対し、熱回収施設は32,535t/年以上の処理を可能とすること。
- (2) 第一編 設計・建設編 第1章 第3節 2で計画されたごみ質に対し、リサイクル施設は6,671 t/年以上の処理を可能とすること。
- (3) 既存施設の搬入ごみ量は、別紙7を参照すること。

### 2 年間運転計画

- (1) 施設の年間運転日数について、熱回収施設は各炉280日以上、リサイクルセンターは250日以上確保すること。
- (2) 搬入される各年度の計画処理対象物を安全かつ安定的に処理すること。
- (3) 2炉のうち1炉を停止し、点検修理を行っても他の炉は、支障なく運転できるようにすること。
- (4) 全炉停止は、共通部分の定期点検等、やむを得ない場合以外行わない。また、定期点検補修の期間短縮化を図ること。

### 3 運転時間

- (1) 熱回収施設の運転時間は24時間/日とする。
- (2) リサイクル施設の運転時間は5時間/日とする。

### 4 安定稼働試験

- (1) 事業者は、運營業務開始後、速やかに熱回収施設の各炉90日以上、リサイクル施設90日以上の安定稼働が可能であることを実証する安定稼働試験を実施すること。
- (2) 安定稼働試験の結果、熱回収施設は各炉90日以上、リサイクル施設90日以上の安定稼働が実証されなかった場合は、再度の安定稼働試験を安定稼働が実証されるまで実施すること。
- (3) 事業者は、実証にあたって、安定稼働運転計画を記載して要領書を作成し、本組合の確認を得た後に実施すること。
- (4) 事業者は、安定稼働運転終了後、安定稼働運転成績書を作成の上、本組合に提出し確認

を受けること。

- (5) 事業者は、施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

## 5 搬入廃棄物の性状分析

事業者は、本施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。なお、分析項目、方法、頻度については、「昭和52年11月4日環整第95号」に示される項目・方法・頻度を満たすものとする。

## 6 搬入管理

- (1) 事業者は、本組合の構成市町収集し、本施設に搬入される廃棄物について、搬入禁止物の混入防止に努めること。
- (2) 事業者は、本組合の構成市町が収集する廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、本組合に報告し、本組合の指示に従うこと。
- (3) 事業者は、直接搬入されるごみ中の搬入禁止物の混入に注意し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身について確認すること。
- (4) 事業者は、搬入された廃棄物の中から搬入禁止物を発見した場合、搬入者に搬入禁止物を返還すること。搬入禁止物及び搬入者毎に本組合が別途指示する場所への搬入を指示すること。搬入者が帰った後に搬入禁止物を発見した場合は、本組合に確認後、本組合の指示に従うこと。
- (5) 事業者は、直接搬入ごみの荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- (6) 事業者は、本組合が搬入車に対して行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。

## 7 場内運搬

- (1) 事業者は、熱回収施設から発生する不燃物、リサイクル施設内から回収される修理可能なもの、修理不可能なもの、不適物、資源物等の場内運搬、積込みを行うこと。
- (2) 事業者は、場内運搬・積込みに必要な重機・車両等を用意すること。また、重機・車両等の選定にあたっては、電気自動車等の環境配慮型を選定すること。
- (3) 事業者は、場内運搬・積込みに必要な重機・車両等に自動車登録番号標を付すること。
- (4) 事業者は、本施設内での廃棄物及び資源化物の運搬時に、運搬物を落下・飛散させないこと。
- (5) 事業者は、熱回収施設、リサイクル施設から発生した最終処分物（不適物等）を、最終処分場まで運搬すること。

## 8 リサイクル施設における前処理作業

- (1) 事業者は、リサイクル施設に搬入された粗大ごみ・不燃ごみから、修理可能なもの・修理不可能なもの、不適物、資源物等の選別を行うこと。
- (2) 事業者は、選別した修理可能なものをプラットホーム内にて一時保管し、本組合の指示に従いリサイクルプラザ機能を含む管理棟（修理工房）に運搬すること。
- (3) 事業者は、選別した修理不可能なもの、不適物、資源物等を、プラットホーム内に一時保管し、本施設用地内の保管場所まで運搬し保管すること。

## 9 適正処理

- (1) 事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。
- (2) 事業者は、本施設より排出される焼却残渣（主灰、飛灰）等が関係法令、公害防止条件（第一編 設計・建設編 第1章 第4節）等を満たすように適切に処理すること。上記の関係法令、公害防止条件を満たさない場合、事業者は上記の関係法令、公害防止条件を満たすよう必要な処理を行うこと。また、セメント原料化対象となる焼却主灰の円滑な搬出および不適物混入には十分に留意すること。
- (3) 事業者は、リサイクル施設より排出される鉄、アルミ、ペットボトル、プラスチック、カレット等が、第一編 設計・建設編 第1章 第3節 8に示す純度・回収率を満たすように適切に処理すること。鉄、アルミ、ペットボトル、プラスチック、カレット等が上記の純度・回収率を満たさない場合、事業者は上記の純度・回収率を満たすよう必要な処理を行うこと。

## 10 搬出物の保管及び積込

- (1) 事業者は、本施設より搬出される焼却残渣（主灰、飛灰）、資源物等を、本組合が本施設より搬出する際の積込み作業を行うこと。
- (2) 事業者は、本施設より排出される焼却残渣（主灰、飛灰）、資源物等が関係法令、公害防止条件（第一編 設計・建設編 第1章 第4節）等を満たすことを定期的を確認し、飛散、流出を防止し、適切に保管すること。

## 11 搬出物の性状分析

- (1) 事業者は、熱回収施設より搬出する焼却残渣（主灰、飛灰、固化物）の量及び質について分析・管理を行い、要求水準書 第一編 第1章 第2節 11に示す基準が満たされていることを確認すること。
- (2) 事業者は、リサイクル施設より搬出する資源物について、分析・管理を行い、要求水準書第一編 第1章 第3節 8に示す基準が満たされていることを確認すること。

## 12 運転計画の作成

- (1) 事業者は、施設の安全と安定稼働の観点から運転計画を作成すること。
- (2) 運転計画には、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等の内容を盛り込み、年間運転計画として毎年度作成すること。
- (3) 作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。
- (4) 作成した年間運転計画及び月間運転計画は、本組合の承諾を得た上で実施すること。
- (5) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、本組合と協議の上、計画の変更をすること。

## 13 運転管理マニュアルの作成

- (1) 事業者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安として管理値を設定すると共に、操作手順、方法等を記載した運転管理マニュアルを作成すること。
- (2) 事業者は、作成した運転管理マニュアルに基づき運転を実施すること。
- (3) 事業者は、本施設の運転計画や運転状況等に応じて、策定した運転管理マニュアルを随時改善すること。

## 14 運転管理記録の作成

事業者は本施設の運転管理記録として以下のものを作成すること。なお、記録の内容については、本組合の指示に従うこと。

- (1) 運転データ（処理量・稼働時間 等）
- (2) 用役データ（電気・水道・燃料・薬品 等）
- (3) 各種分析値（搬入出廃棄物 等）
- (4) 運転日誌、日報、月報、年報等（補修の記録を含む）

## 15 電力の需給と受給契約

事業者は、電気事業者への受電申込、電力の需給契約及び受電契約を結び、買電、売電及び売電収入を本組合へ納入するための手続きを行うこと。

## 第6章 維持管理業務

事業者は、本施設の基本性能を維持し、本組合を構成する市町から発生する廃棄物を安全かつ安定的に処理できるように、維持管理業務を実施すること。業務に際しては、関係法令や公害防止条件、本書及び津山圏域クリーンセンター提案書等の内容を遵守すること。

### 1 備品・什器・物品・用役の調達

事業者は、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、本組合に提出すること。

### 2 備品・什器・物品・用役の管理

- (1) 事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を、常に安全に保管すること。
- (2) 事業者は、必要の際に支障なく使用できるように適切に管理すること。

### 3 点検・検査計画の作成

- (1) 事業者は、点検および検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- (2) 事業者は、点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し本組合に提出すること
- (3) 事業者は、点検・検査計画を本組合に提出し承諾を得ること。
- (4) 事業者は、全ての点検・検査を、本施設の基本性能の維持を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うよう計画すること。

### 4 点検・検査の実施

- (1) 事業者は、点検・検査を、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- (2) 日常点検で異常が発生された場合や事故が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。
- (3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- (4) 点検・検査結果報告書を作成し本組合に提出すること。

## 5 補修・更新計画の作成

- (1) 事業者は、事業期間を通じた補修・更新計画を作成し、本組合に提出すること。作成した補修・更新計画は、本組合の承諾を得ること。
- (2) 作成にあたっては、本施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を念頭におくこと。
- (3) 機器の更新については、各機器の耐用年数を十分に考慮すること。
- (4) 事業期間を通じた補修・更新計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本組合に提出すること。更新した補修・更新計画については、本組合の承諾を得ること。
- (5) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、本組合に提出すること。また、作成した各年度の補修計画は本組合の承諾を得ること。
- (6) 事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、各設備の性能を維持するための部分取替、調整等である。

## 6 補修・更新の実施

- (1) 事業者は点検・検査結果に基づき、本書第 2 章 9 に示す基本性能を維持するために、補修・更新を行うこと。
- (2) 補修・更新は、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において実施すること。ただし、法令改正や不可抗力によるものは、事業者による補修・更新の対象外とする。
- (3) 補修・更新に際しては、工事施工計画書を本組合に提出し承諾を得ること。
- (4) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管すること。
- (5) 事業者が行うべき補修の範囲は「表 3 補修の範囲（参考）」のとおりである。



表 3 補修の範囲 (参考)

作業区分		概 要	作業内容 (例)	
補修工事	予防保全	定期的に点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。(原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう)。	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等	
		設備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。)	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック	
		異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理	
	事後保全	緊急事故保全 (突発修理)	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全 (事後修理)	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、土木・建築設備のいずれにも該当する。

## 7 精密機能検査

- (1) 事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」(昭和 46 年 10 月 25 日 環整第 45 号)に基づき、3 年に 1 回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。
- (2) 事業者は、精密機能検査の内容について、精密機能検査計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、精密機能検査の結果を本組合に報告するとともに、精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の基本性能の維持のために必要となる点検・検査計画、補修計画、更新計画の見直しを行うこと。

## 8 施設の保全

- (1) 事業者は、土木・建築設備の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。
- (2) 事業者は、来場者等第三者が立ち入る箇所については、特に、美観や快適性、機能性を損なうことがないように点検、修理、交換等を計画的に行うこと。
- (3) 施設の保全に係る計画については、調達計画、点検・検査計画、補修計画、更新計画に含めること。

## 9 利用者・見学者の安全確保

事業者は、本施設の利用者・見学者の安全が確保される体制を整備すること。

## 10 長寿命化計画の作成及び実施

- (1) 事業者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 22 年 3 月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（その他一般廃棄物処理施設編）」（平成 22 年 3 月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき、本業務期間を通じた本施設の長寿命化計画を作成（設計・建設事業者が交付金申請に必要とされる施設保全計画を使用してもよい。）すること。
- (2) 長寿命化計画は、点検・検査、補修・更新、精密機能検査等の結果に基づき毎年度更新し、その都本組合の確認・承諾を得ること。
- (3) 事業者は、作成した長寿命化計画に基づき、本施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等を実施すること。
- (4) 事業者が作成した長寿命化計画は、本組合の指示のもと、専門性を有する第 3 者機関の照査を受け、必要に応じ内容の見直しを図ること。

## 11 改良保全

- (1) 事業者は、故障対策として本施設の改造や設計是正による設備の改善を行おうとする場合、改良保全に関する計画を本組合に提案すること。
- (2) 提案内容に関しては、財産処分を含め、本組合において判断・了承する。
- (3) 改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、費用は両者で調整する。

## 第7章 環境管理業務

事業者は、本施設の基本性能を発揮し、本組合を構成する市町から発生する廃棄物の処理を行い、関係法令や公害防止条件、本書及び津山圏域クリーンセンター提案書等の内容を遵守した環境管理業務を実施すること。なお、事後アセスに対して、調査の実施を行うとともに、遵守出来てない場合は、事業者の責任において改善すること。

### 1 環境保全基準

- (1) 事業者は、公害防止条件、環境保全関係法令等の遵守を基本とし、本組合の設定した公害防止条件等を参考に環境保全基準を定めること。
- (2) 事業者は、運営・維持管理にあたり設定した環境保全基準を遵守すること。
- (3) 環境保全基準を設定・変更する場合は、本組合と協議すること。

### 2 環境保全計画

- (1) 事業者は、事業期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 環境保全計画は、事業特性及び本施設の与条件を十分に考慮し、事業期間を通じた環境保全の方針を明記すること。
- (3) 事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (4) 事業者は、環境保全基準の遵守状況について本組合に報告すること。
- (5) 環境保全計画は、環境保全基準の遵守状況や法令改正、社会要請等に応じて適宜改善し、その内容を本組合と協議し承諾を得ること。

### 3 作業環境保全基準

- (1) 事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めること。
- (2) 事業者は、運営・維持管理に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。
- (3) 作業環境保全基準を設定・変更する場合は、本組合と協議すること。

### 4 作業環境保全計画

- (1) 事業者は、事業期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について本組合に報告すること。

## 第8章 情報管理業務

事業者は、本書、関係法令等を遵守し、情報管理業務を実施すること。また、本業務期間を通じて、本施設の基本性能を維持するためには、本施設の稼動状況に合わせて適切な対応を講じる必要があり、その判断材料として本施設の稼働状況等の情報は不可欠である。よって、事業者はこのことを十分に認識し業務を実施すること。

### 1 運転管理記録報告

- (1) 事業者は、廃棄物別搬入量、廃棄物別搬出量、運転データ、用役データ、エネルギー管理等の日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書の詳細な内容については本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 運転記録に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

### 2 点検・検査報告

- (1) 事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書の詳細な内容については本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 点検・検査に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

### 3 補修・更新報告

- (1) 事業者は、補修計画を記載した補修計画書、補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書の詳細な内容については本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 補修、更新に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

### 4 環境保全報告

- (1) 事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し本組合に提出すること。
- (2) 報告書の詳細な内容については本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 環境保全に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

## 5 作業環境保全報告

- (1) 事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書の詳細な内容については本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 作業環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

## 6 施設情報管理

- (1) 事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間に渡り適切に管理すること。
- (2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し、本組合の承諾を得ること。
- (3) 本業務の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については本組合と協議の上決定すること。

## 7 その他管理記録報告

- (1) 事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目で、本組合が要望するその他の管理記録について、その管理記録報告書を作成すること。
- (2) 報告書の詳細な内容については本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 本組合が要望する管理記録について、本組合との協議による年数保管すること。

## 第9章 その他関連業務

### 1 啓発業務の補助

- (1) 事業者は、本組合が主にリサイクルプラザ機能を含む管理棟にて実施する啓発業務のうち、工場棟（熱回収施設・リサイクル施設）にかかる部分について、本組合の行う啓発業務の補助を実施すること。
- (2) 事業者は、啓発業務の補助の際に、施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行い、来場者が本施設についての理解を得るように努めること。
- (3) 来場者の受付は本組合が行うこととする。
- (4) 啓発業務の補助は、本組合が指示する日程または日時に実施すること。

### 2 清掃

- (1) 事業者は、本施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し清潔に保つこと。
- (2) 来場者等の第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

### 3 防火管理

- (1) 事業者は消防法等関係法令に基づき、本施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した防火管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- (3) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (4) 特に、ごみピット、ストックヤード等については入念な防火管理を行うこと。

### 4 警備・防犯

- (1) 事業者は、本施設の施設警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- (3) 事業者は、本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- (4) 本施設用地（北西）の飛び地を、ストックヤードとして利用する場合は、資源物が盗難に遭わないよう管理するほか、警備・防犯体制を整備すること。

### 5 来場者対応

- (1) 事業者は、来場者が利用する箇所及び設備等は常に清潔かつ適切に機能するよう管理すること。

- (2) 事業者は、行政視察者、その他工場等を視察する来場者向けに、ヘルメット、インカム、安全帯等の必要な設備を用意すること。
- (3) 事業者は、説明用パンフレットの内容について、5年に1回程度改訂を行い、再度発行すること。

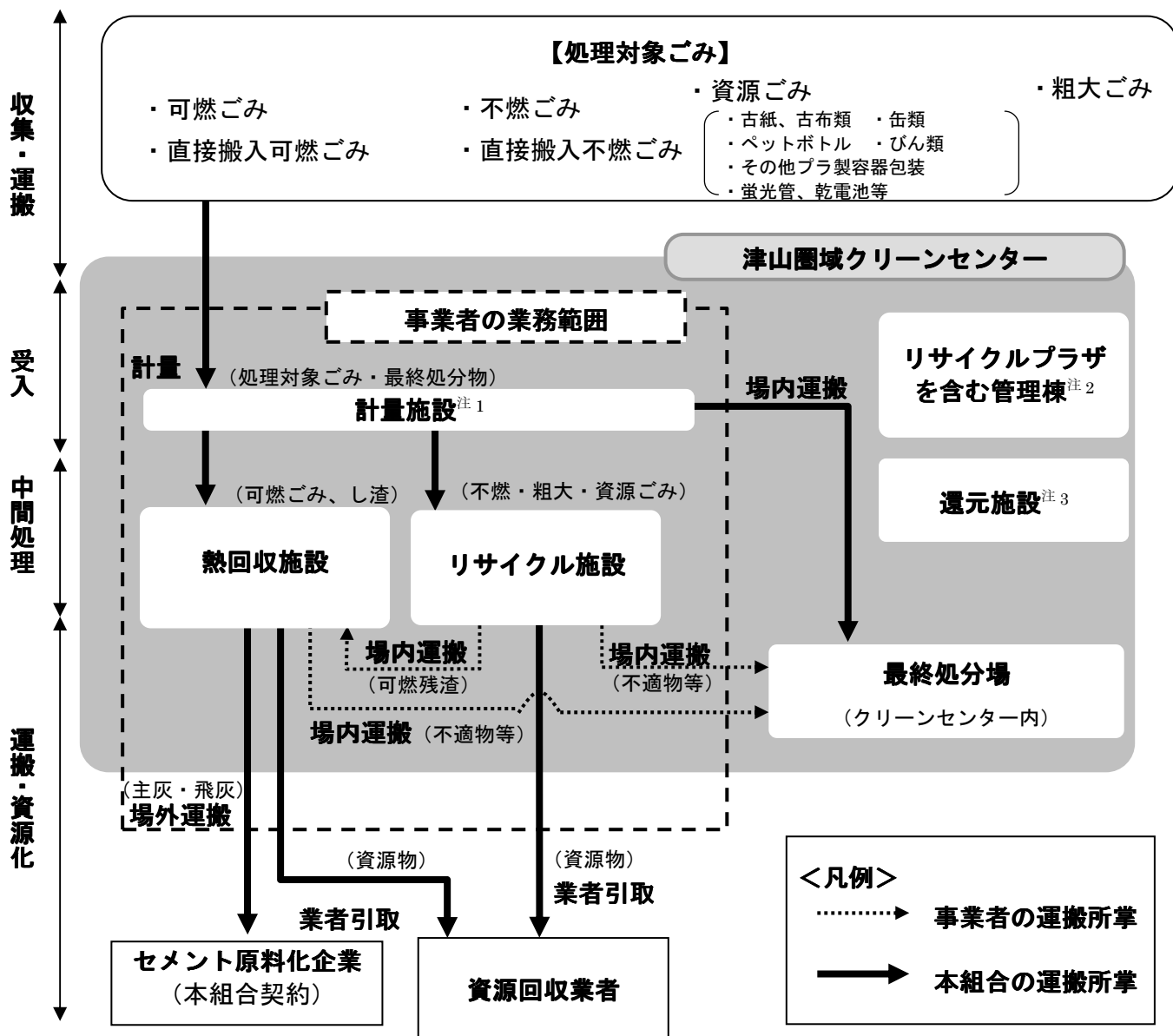
## 6 住民対応

- (1) 近隣対応は、本組合が実施するが、事業者は常に適切な管理運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ることに努めること。
- (2) 本施設の運営に関して、住民等から意見等を得た場合は、速やかに本組合に報告し協議すること。
- (3) 事業者は協議の結果により、本施設の運営に関して必要な措置を講じること。

## 7 本組合職員向け研修の実施

- (1) 事業者は、運営期間中に本組合職員が本施設の運営・維持管理を行うために必要な技術習得を目的とした、各種研修を実施すること。
- (2) 研修内容については、本組合と協議し決定する。
- (3) 実施頻度は年1回程度とし、各年の実施要否は本組合が指示する。

## 別紙5 運営・維持管理業務範囲



注1：計量施設は最終処分場と兼用とするため、事業者は最終処分物の受入<sup>1</sup>、計量、最終処分場の開錠と施錠は事業者の業務範囲とする。（ただし、計量前後の運搬・埋立作業は本組合が実施する。）

注2：管理棟における啓発業務は本組合が実施する。ただし、熱回収施設、リサイクル施設における啓発業務は本組合と協力し事業者が実施する。

注3：還元施設は、将来組合が整備する予定である。

<sup>1</sup> 本組合の指定する搬入基準に基づく受入可否判断、料金徴収代行を含む。